

## 意見等募集の結果について

案 件	茨木市開発行為等の手続等に関する条例（案）及び 茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する 条例（案）について
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ホームページ</li><li>・ 審査指導課担当窓口（市役所南館5階）</li><li>・ 情報ルーム（市役所南館1階）</li></ul>
意見募集期間	令和6年4月8日から5月7日まで
意見提出件数	13 人 1 団体 39 件 (うち賛否のみ 0件、対象外 5件) ※いただきましたご意見の状況は上記のとおりですが、回答につ きましては、同様のご意見を集約し、3件の内容に分類させて いただいております。
意見募集時 公表資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 概要資料</li><li>・ 茨木市開発行為等の手続等に関する条例（案）</li><li>・ 茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する 条例（案）</li></ul>
結果公表日	令和6年5月24日
担当課	都市整備部 審査指導課 指導係 電 話：072-620-1661 Eメール：shinsashido@city.ibaraki.lg.jp

「茨木市開発行為等の手続等に関する条例(案)及び茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例(案)」について提出された意見等及び市の考え方

No.	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
1	—	「茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」(案)について	(紛争のあつせん) 第16条 市長は、当事者の双方から前条第1項の規定による申出があったときは、茨木市中高層建築物紛争調整委員会(以下「調整委員会」という。)のあつせんに付する。とありますが、以下の文言を付け加えてください。 「又は当事者の一方からの紛争の調整の申出であつて相当の理由があると認めるときは、あつせんを行うものとする。」	市の役割は、中立な立場で紛争解決のための調整に努めるものであり、中立性や公平性の観点から、紛争当事者の双方から申出があったときに茨木市中高層建築物紛争調整委員会のあつせんに付することとしております。 紛争当事者の一方から申出があったときは、第16条第2項において市長は他方の当事者にその旨を通知し、同条第3項において市長は他方の当事者の同意が得られないとき、あつせんに応じるよう勧告することができる旨を規定しております。
2	—	「茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」(案)について	(紛争の調停の申出) 第19条 当事者は、第17条の規定によるあつせんの打切りにより紛争の解決に至らなかったときは、規則で定めるところにより、市長に当該紛争の調停を申し出ることができる。とありますが、あつせんによる解決の見込みが最初から期待できない場合は、あつせんを省略して調停の申し出ができるよう改めてください。(事例:横浜市)	紛争は、紛争当事者が自主的な解決をすべきものでありますが、その努力を行っても解決が容易でないときに、双方からのあつせんの申出により、茨木市中高層建築物紛争調整委員会において、紛争当事者の意見・主張を整理していただき、話し合いによる解決を促進することを目的としているため、調停前にあつせんが必要であると考えております。
3	—	「茨木市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」(案)について	(紛争の調停) 第20条 市長は、当事者の双方から前条第1項の規定による申出があったときは、調整委員会の調停に付する。 2 市長は、当事者の一方から前条第1項の規定による申出があったときは、他方の当事者にその旨を通知し、その者の同意を得たときは、調整委員会の調停に付する。とありますが、以下の文言を付け加えてください。 「又は当事者の一方が勧告を受諾しない場合で相当の理由があると認めるときは、調停を行うものとする。」	市の役割は、中立な立場で紛争解決のための調整に努めるものであり、中立性や公平性の観点から、紛争当事者の双方から申出があったときに茨木市中高層建築物紛争調整委員会の調停に付することとしております。 紛争当事者の一方から申出があったときは、第20条第2項において市長は他方の当事者にその旨を通知し、同条第3項において市長は他方の当事者の同意が得られないとき、調停に応じるよう勧告することができる旨を規定しております。